

# Ⅱ章

## いざというときどうするのか

- 1 学校園が守るべき優先順位について
- 2 学校災害のレベルと対応基準について
- 3 授業再開目標について
- 4 組織体制について
- 5 対応の流れについて
- 6 保護者・報道機関等への対応について
- 7 子どもたちの引き渡しについて
- 8 引き渡しの手順と 避難所開設・閉鎖の手順について
- 9 学校再開について
- 10 幼稚園について
- 11 特別支援学校について

第Ⅱ章では、学校災害発生時の「いざというときどうするのか」という基本的な対応等について示している。修学旅行や部活動の対外試合など学校園外にいる場合も、災害種別によらず、同じような流れで対応する。人命を守ることを第一に災害対応を進めながら、学校教育活動の継続や授業の再開を視野に入れておくことが重要である。

## 1 学校園が守るべき優先順位について

学校災害に直面したとき、現場にいる者は下記の優先順位に従って判断する。

### ■ 姫路市の学校園が守るべき優先順位

- 1 子どもたちと教職員の安全を確保する
  - (1) 命を守る、身体の安全を守る
  - (2) 子どもたちを保護者へ引き渡す
- 2 避難所として地域住民等を引き受ける
- 3 授業を再開する

## 2 学校災害のレベルと対応基準について

姫路市の学校園では、学校災害の発生状況や内容に応じて次の三段階の区分で対応する。

### ■ 学校災害のレベルと対応基準について

- |      |                           |                   |
|------|---------------------------|-------------------|
| レベル1 | … 学校園内での対応を基本とする学校災害      | (学校園内の軽微な怪我等)     |
| レベル2 | … 各学校園と関係機関との対応が必要となる学校災害 | (救急搬送事案等)         |
| レベル3 | … 全市的な対応が必要となる学校災害        | (巨大地震、新型インフルエンザ等) |

## 3 授業再開目標について

学校災害発生時は、命を守ることを第一に災害対応を進めながら、学校教育活動の継続を視野に入れておく。

レベル3の学校災害による臨時休業実施時は、授業再開に向けての目標を次のとおり設定する。

### ■ レベル3の学校災害における授業再開に向けての目標

◎ 代替施設や代替方法を検討し、一日も早い授業再開に向けて取り組む。

- ・ 自校園の施設が使用可能な場合 … 授業再開目標 7日※
- ・ 壊滅的な被害等により自校園の施設が使用不可能な場合 … 授業再開目標 30日※

※授業再開目標日数については、災害救助法や兵庫県新型インフルエンザ対策計画、過去の大規模災害における学校園の授業再開状況等を考慮し、作業部会で設定している。

## 4 組織体制について

### (1) 指揮者の明確化

学校災害の発生によって、緊急事態となった場合の指揮者となる責任者及び代理責任者をあらかじめ明確にしておく。指揮者が不在又は近くにいない場合は、その現場にいる者が責任をもって判断する。

#### ■ 指揮者

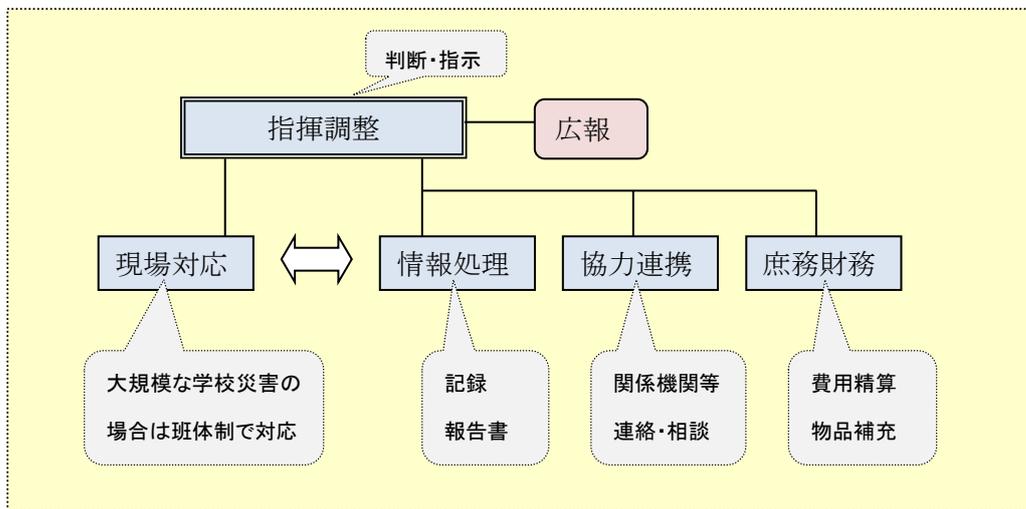
役割	責任者	代理責任者①	代理責任者②	不在時
指揮者として指揮調整の機能を果たす	〔例〕 校長 ◎◎ ◎◎	〔例〕 教頭 ◎◎ ◎◎	〔例〕 主幹教諭 ◎◎ ◎◎	現場にいる者が判断する

### (2) 緊急時の組織体制

緊急時の組織体制は、まず、指揮者による「指揮調整<sup>※</sup>」と現場教職員による「現場対応<sup>※</sup>」が中心となる。その後、指揮者を支えるために、必要に応じて「情報処理<sup>※</sup>」「協力連携<sup>※</sup>」「庶務財務<sup>※</sup>」の機能が加わっていく体制が基本となる。

事前の役割分担をしておくが、それぞれの仕事が必要となった場合に、この5つの機能に対して参集してきた教職員を割り振っていくという考え方が現実的である。

#### ■ 5つの機能による基本的な組織体制



※指揮調整…指揮者として指示命令を出す。報道機関や関係者への広報を行う。

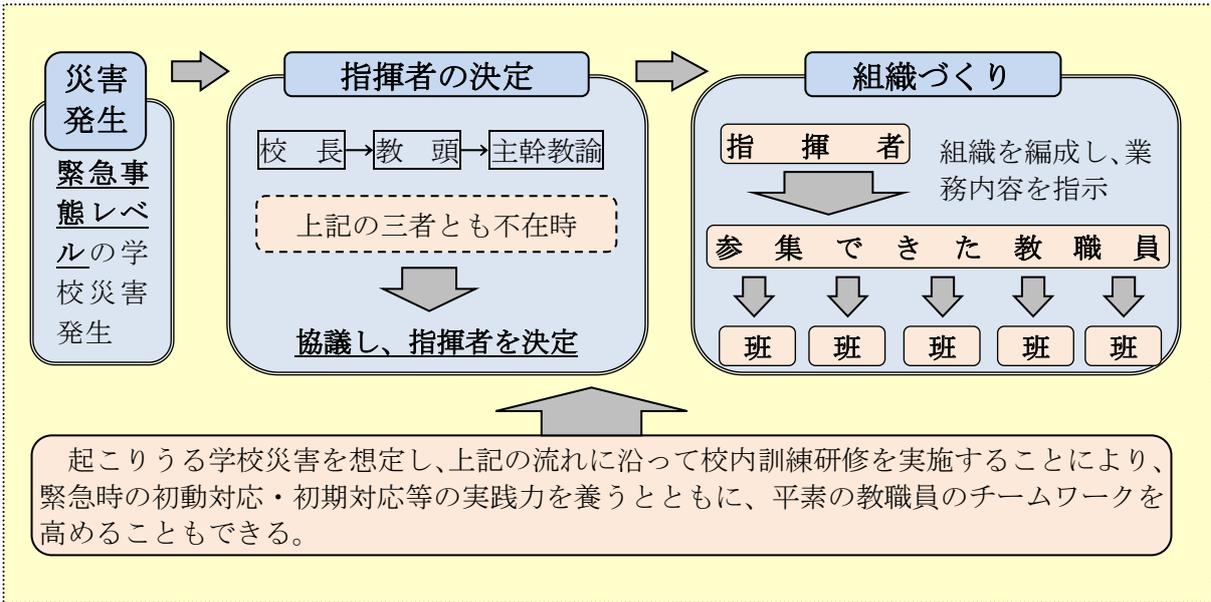
※現場対応…災害現場等において負傷者対応や避難誘導などを行う。

※情報処理…情報の収集や整理を行う。

※協力連携…他の学校園や組織との連携を行う。

※庶務財務…費用や物品など財務処理を行う。

■ 指揮者の決定から組織づくりの流れ



■ 基本的な組織体制表〔例〕

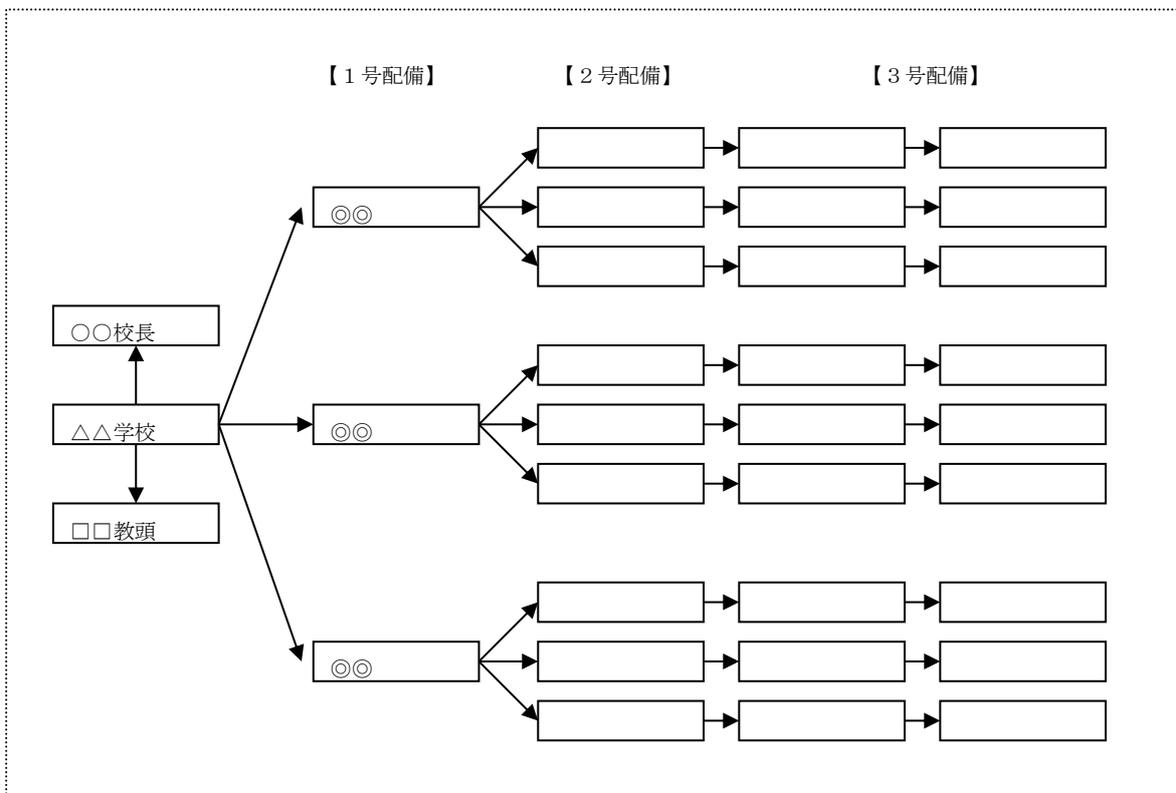
機能		具体的取組	担当教職員
指揮調整 (指揮者)		<input type="checkbox"/> 概要把握・情報収集 <input type="checkbox"/> 指示・命令	校長 ( )、教頭 ( )
〔広報〕		<input type="checkbox"/> 報道機関等対応 <input type="checkbox"/> 学校関係者対応	校長 ( ) 教頭 ( )
現場対応	初動・初期対応	<input type="checkbox"/> 安否確認/避難誘導班 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置・応急手当 <input type="checkbox"/> 校内緊急連絡・応援要請 <input type="checkbox"/> 緊急通報・関係機関連携 <input type="checkbox"/> 保護者等へ緊急連絡	担任教諭 ( )、教諭 ( ) 教諭 ( )、教諭 ( ) 養護教諭 ( )、教諭 ( ) 教諭 ( )、参集した教職員 教諭 ( )、教諭 ( ) 教諭 ( )、教諭 ( )
	中長期対応	<input type="checkbox"/> 応急復旧班 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援班 <input type="checkbox"/> 心のケア班 <input type="checkbox"/> 授業再開班	教諭 ( )、教諭 ( ) 教諭 ( )、教諭 ( ) 養護教諭 ( )、教諭 ( ) 教諭 ( )、教諭 ( )
情報処理		<input type="checkbox"/> 情報の収集・記録 <input type="checkbox"/> 情報の整理・報告作成	主幹教諭 ( ) 参集した教職員
協力連携		<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡・相談 <input type="checkbox"/> 近隣学校園への連絡調整	教頭 ( ) 参集した教職員
庶務財務		<input type="checkbox"/> 費用精算・物品補充	事務職員 ( ) 参集した教職員

### (3) 緊急時の教職員への連絡体制

教職員が学校園内にいる場合は、校内放送や口頭伝達によって連絡を行う。その際の放送内容をあらかじめ決定しておき、教職員間で共通理解をしておく。

教職員が学校園内にいない場合は、配備計画に従って招集する。電話連絡が可能であれば、教職員緊急連絡網を活用して連絡を行う。ただし、レベル3のような全市的な大規模災害発生時には、電話等の不通が予想されるため、震度や避難命令等の情報をもとに各自が判断し、参集する。

#### ■ 教職員緊急連絡網[例]



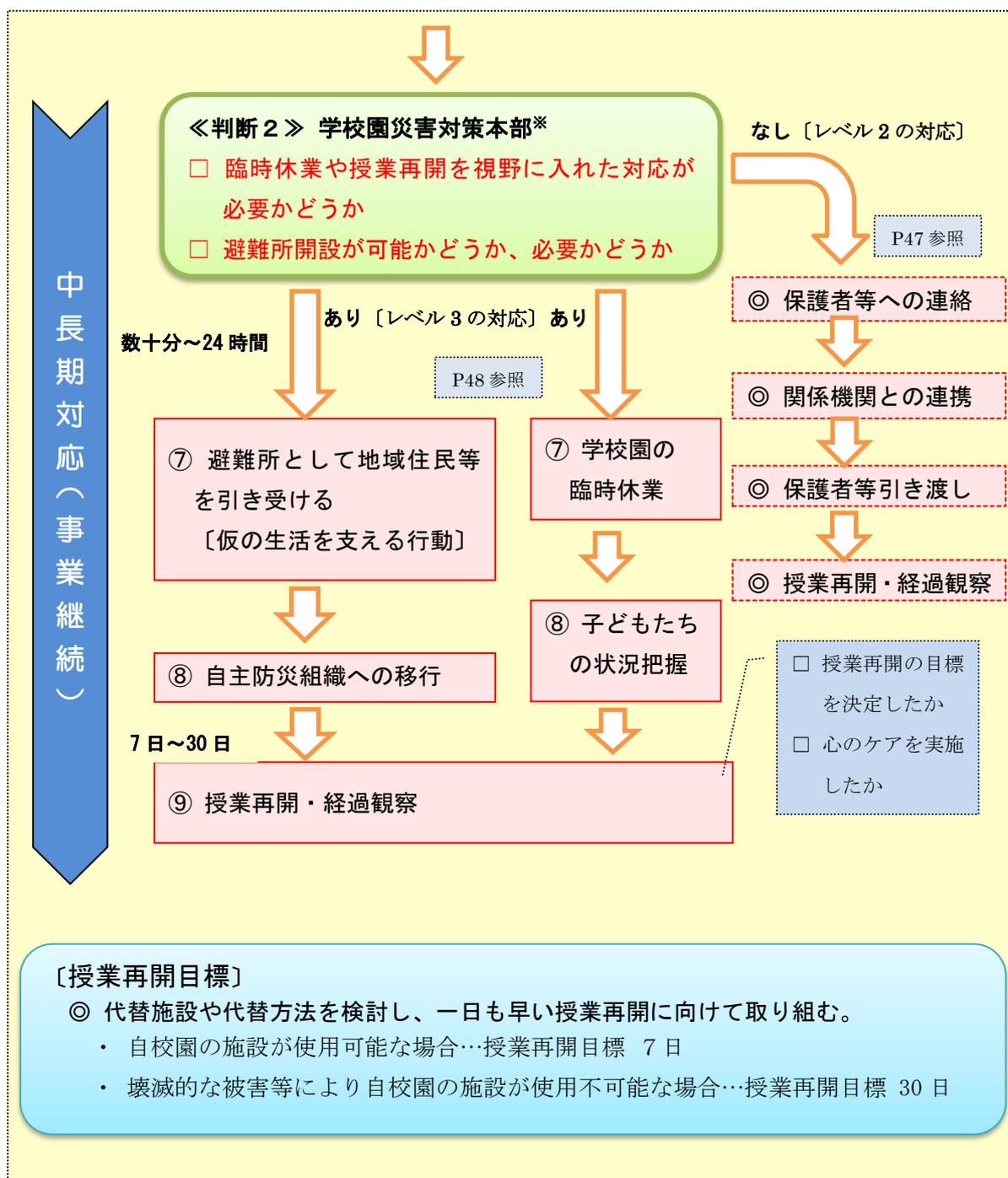
#### ■ 姫路市地域防災計画による配備基準

警戒配備体制 (警戒指令)	警戒本部構成員及び必要な人員を配置して、主として情報連絡及び警戒にあたる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市域で震度4を観測した場合</li> <li>・警報が発令され災害発生のおそれがある場合</li> </ul>
1号配備体制 (防災指令第1号)	少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒にあたる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市域で震度5弱を観測した場合</li> <li>・小規模の災害が予想される段階又は発生した場合</li> </ul>
2号配備体制 (防災指令第2号)	所属職員のおおむね5割以内の人員を配置して、防災活動にあたる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市域で震度5強を観測した場合</li> <li>・中規模の災害が予想される段階又は発生した場合</li> </ul>
3号配備体制 (防災指令第3号)	所属職員全員を配置して、防災活動にあたる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市域で震度6弱を観測した場合</li> <li>・大規模な災害が予想される段階又は発生した場合</li> </ul>



## (2) 中長期対応（事業継続）について

### ■ 中長期対応※(事業継続)の基本的な流れ

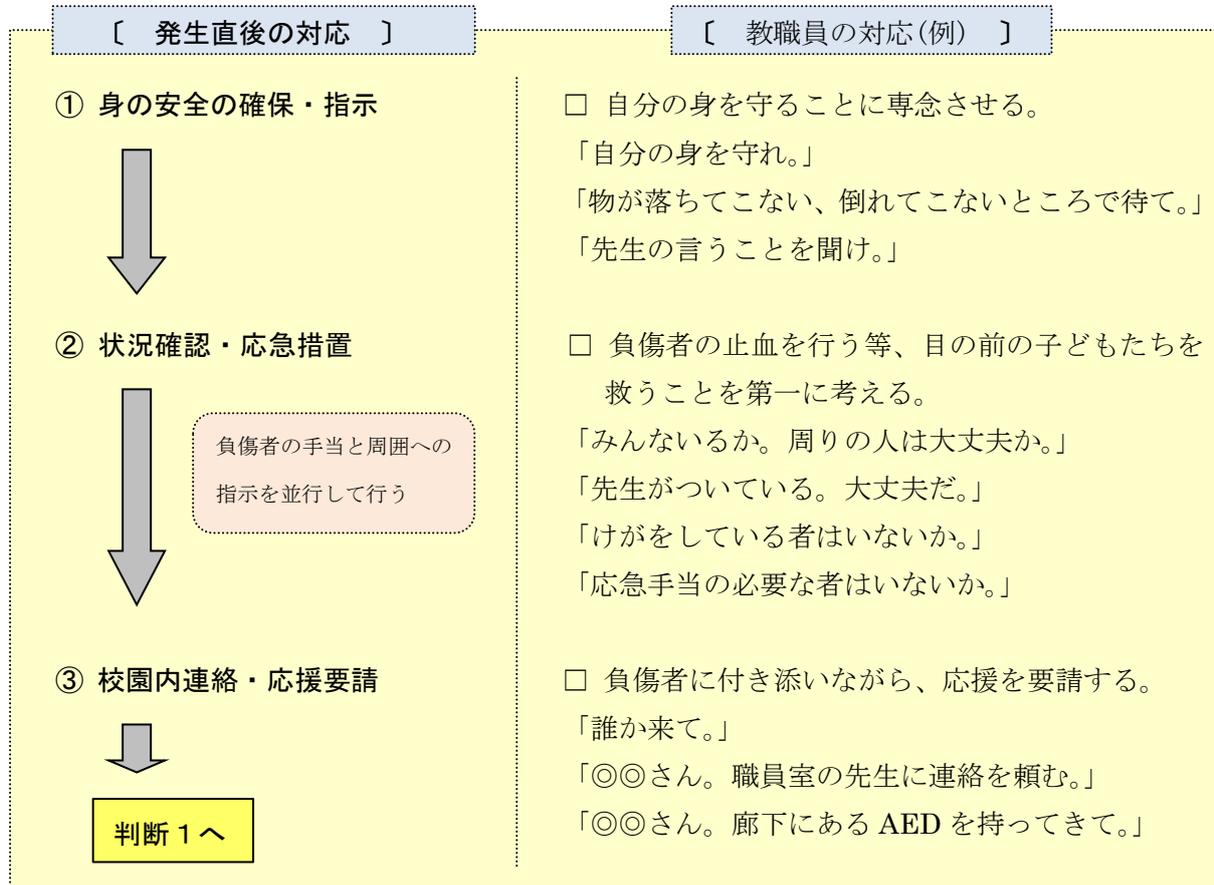


※中長期対応…初期対応後数十分から24時間以内より始まり、数日間以上にわたる対応とする。

※学校園災害対策本部…学校園側の指揮者が中心となって設置する対策本部を指す。

## (3) 具体的な対応について

## 〔初動対応〕「学校災害発生直後」



災害発生時には、まず自分の身を守ることに専念させる。そのためには、平素から「命を守る行動」の訓練や学習が大切である。

安全確保後は、子どもたちの状況を確認する。負傷者がいる場合は、すぐに応急手当を行う。複数の負傷者がいる場合は、周囲の者に指示し応援を求める。その後の行動については、指揮者又は現場にいる者が判断していく。

災害発生直後から判断 1 までの初動対応を迅速に行うことが非常に重要である。

※避難場所は、必ずしも屋内とは限らない。安全確保ができるなら、天候や気温を考慮し、防寒の為、屋内にとどめることも考えられる。

※災害 1 日目の初動について、できるだけ簡素に一枚にまとめてあると使いやすい。また、各教員が初動の内容を周知しており、確認しなくても動けることが望ましい。

(各教職員・各関係機関の連絡先一覧等)

《判断 1》 学校園長・現場教職員・子どもたち

- 避難が必要かどうか
- 救急搬送等、緊急連絡が必要かどうか

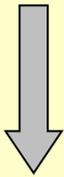
必要でない → レベル 1 の対応へ  
 必要である → レベル 2 の対応へ

## 〔初期対応〕 レベル1「学校園内での対応を基本とする学校災害」

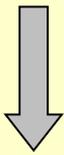
- 学校災害の規模等が小さく、特に避難が必要でない場合 → 授業は継続
- 特に病院受診が必要でないけがの場合 → 授業は継続 → 保護者等連絡
- 病院受診が必要なけがの場合（救急車要請なし） → 保護者連絡 → 病院搬送

### 〔 レベル1の対応 〕

#### ◎ 保護者等への連絡



#### ◎ 医療機関への搬送



#### ◎ 経過観察・事後報告

### 〔 教職員の対応(例) 〕

- 学校園内でけがをした場合は、応急手当を適切に行うとともに、状況を正確に把握する。
- 病院受診をする場合は、電話で保護者等に連絡する。その際、いたずらに不安を与えないように配慮する。
- 学校園側が引率し病院受診する場合は、原則としてタクシーで移動する。
- 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きを保護者に説明する。
- 病院受診後の結果を管理職に報告する。
- 状況に応じて、姫路市教育委員会事務局へ経過報告等をする。
- 治癒するまで心身の状態を継続して観察する。

レベル1の学校災害は、日常的に数多く発生する。このレベルの対応を的確に実施できるようになることが、組織の対応力の向上につながっていく。

### 保護者等連絡時の留意点

- ・ けがの程度によらず、正確に状況を把握し、保護者等に連絡をする。
- ・ 保護者等に電話連絡をする際は、話す内容をメモしておき、それを見ながら報告するなど、いたずらに不安を与えないようにする。
- ・ けがの部位に関わらず、経過観察で様子が気にかかる場合は、連絡帳等での連絡方法に頼らず、直接保護者等に話をするのが信頼関係の構築につながる。

### 下記の項目を確認しておく

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 被災者
- (4) 事故名
- (5) 状況（相手の有無）
- (6) 対応

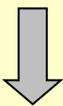
## 〔初期対応〕 レベル2 「各学校園と関係機関の対応が必要となる学校災害」

- 地震や火事により避難等が必要な場合 → 授業停止
- 学校園内での事件・事故により緊急連絡が必要な場合 → 授業停止又は一部停止

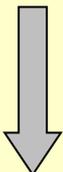
## 〔レベル2の対応〕

## ④ 安全な場所への移動

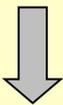
## 〔命を守る避難〕



## ⑤ 関係者・関係機関への連絡



## ⑥ 二次災害防止・安否確認



判断2へ

## 〔教職員の対応(例)〕

- 全校放送やハンドマイク等で避難を指示する。  
「◎◎発生。△△まで避難せよ。」
- 現場で対応している教職員は、どの経路を通過して避難すればよいかを判断する。
- 関係機関へ緊急連絡をする。
- 保護者等への連絡を行う。
- 姫路市教育委員会事務局へ一報を入れる。
  - ・事故…健康教育課 (TEL: 221-2770)
  - ・生徒指導に関する事故…学校指導課 (TEL: 221-2771)
- 避難後の子どもたちの安全確保を最優先する。
- 保護者に引き渡すまで、常に安否確認を行う。
- 二次避難できる態勢を整えておく。
- 小学校高学年、中学生や高校生は助けられる立場から助ける立場への移行も視野に入れる。

レベル2の学校災害では、指揮者の判断の正確さと情報伝達のスピードが要求される。指揮者は、危機対応に必要な仕事を「現場対応」「情報処理」「協力連携」「庶務財務」「広報」の機能にわけ、その機能に参集した教職員を割り当てながら臨機応変に対応する。

時間の経過や事案の大きさによって学校園災害対策本部を設置し、臨時休業や授業再開を視野に入れた対応や保護者への引き渡し方法、避難所開放区域等について決定する。

## 《判断2》 学校園災害対策本部

- 臨時休業や授業再開を視野に入れた対応が必要かどうか
- 避難所開設が可能かどうか、必要かどうか

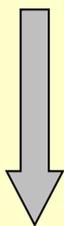
必要でない → レベル2の対応継続  
必要である → レベル3の対応へ

## 〔中長期対応〕レベル2の対応継続

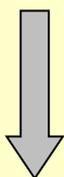
- 学校園内でのけがで救急搬送が必要な場合 → 授業一部停止 → 教職員は必ず付き添う
- 季節性インフルエンザ等により臨時休業が必要な場合 → 授業一部停止 → 集団下校・待機
- 保護者等への引き渡しが必要でない場合 → 保護者連絡 → 集団下校（教職員引率）

### 〔レベル2 対応継続〕

#### ◎ 保護者等への連絡



#### ◎ 関係機関との連携



#### ◎ 保護者等への引き渡し



#### ◎ 授業再開・経過観察

### 〔教職員の対応(例)〕

- 応急措置を継続して実施するとともに、状況を正確に把握する。
- 救急搬送が必要な場合は、保護者等への連絡を迅速に行い、状況を的確に説明する。
- 季節性インフルエンザ等による臨時休業・早退時は、家庭への連絡を確実にを行う。
- 姫路市教育委員会事務局との連携を図る。
- 被害の程度が大きい場合は、学校園関係者等への広報を検討する。
- 報道機関等からの問い合わせが数多い場合は、緊急記者会見の開催を検討する。
- 保護者等への引き渡しを決定した場合は、長時間での対応を視野に入れる。
- 病院受診後の結果を把握しておく。
- 治癒するまで心身の状態を継続して観察する。（心のケアを含む）
- 姫路市教育委員会事務局に経過報告を行う。

レベル2の対応では、姫路市教育委員会事務局と連携を図ることが大事である。初動対応から初期対応、中長期対応へと時間の経過に伴い、学校園内の組織体制を整備しながら対応にあたる。

#### 救急車要請時の留意点

- ・ 119番通報して、救急であることを伝える。
- ・ 救急車に来てほしい住所、いつ、だれが、どうなっているか、通報している人の名前と電話番号を伝える。
- ・ 消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるため、119番通報後、電話を切らずに指示を仰ぐようにする。

#### 「救急車の呼び方」資料

##### ○消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>

##### ○文部科学省・日本学校保健会

[https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/01/siryu\\_04.pdf](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/01/siryu_04.pdf)

## 〔中長期対応〕レベル3 「全市的な対応が必要となる災害」

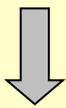
- 地震や風水害等の大規模災害により避難所開設が必要な場合 → 授業停止又は一部停止
- 新型インフルエンザ発生等により臨時休業が必要な場合 → 授業停止

## 〔レベル3の対応 大規模災害発生等〕

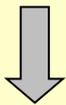
## 〔教職員の対応(例)〕

## ⑦ 避難所として地域の方を引き受ける

## 〔仮の生活を支える行動〕



## ⑧ 自主防災組織への移行



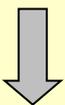
## ⑨ 授業再開・経過観察

- 受け入れ体制の確認を行う。
- 施設の開放順序に従って誘導する。
- 避難者に負傷者がいれば応急手当を行う。
- 居住地ごとの名簿を作成する。
- 地域住民や避難所担当職員と連携する。
- 各居住地内のリーダーを決定し、自主防災組織へと移行する。
- 非開放施設や代替施設で授業を再開する。

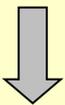
## 〔レベル3の対応 新型インフルエンザ発生等〕

## 〔教職員の対応(例)〕

## ⑦ 学校園の臨時休業



## ⑧ 子どもたちの状況把握



## ⑨ 授業再開・経過観察

- 現状や今後の見通しについて、学校園から文書等で連絡する。
- 子どもたちの健康状態の把握を行う。
- 自宅待機をしている子どもたちの状況を把握する。
- 関係機関等の通知や情報を収集する。
- 健康状態に留意しながら授業を再開する。

レベル3の学校災害では、姫路市災害対策本部や県・国の関係機関等との連携が重要になってくる。各学校園では、授業再開を視野に入れた事業継続の視点で災害対応にあたる。

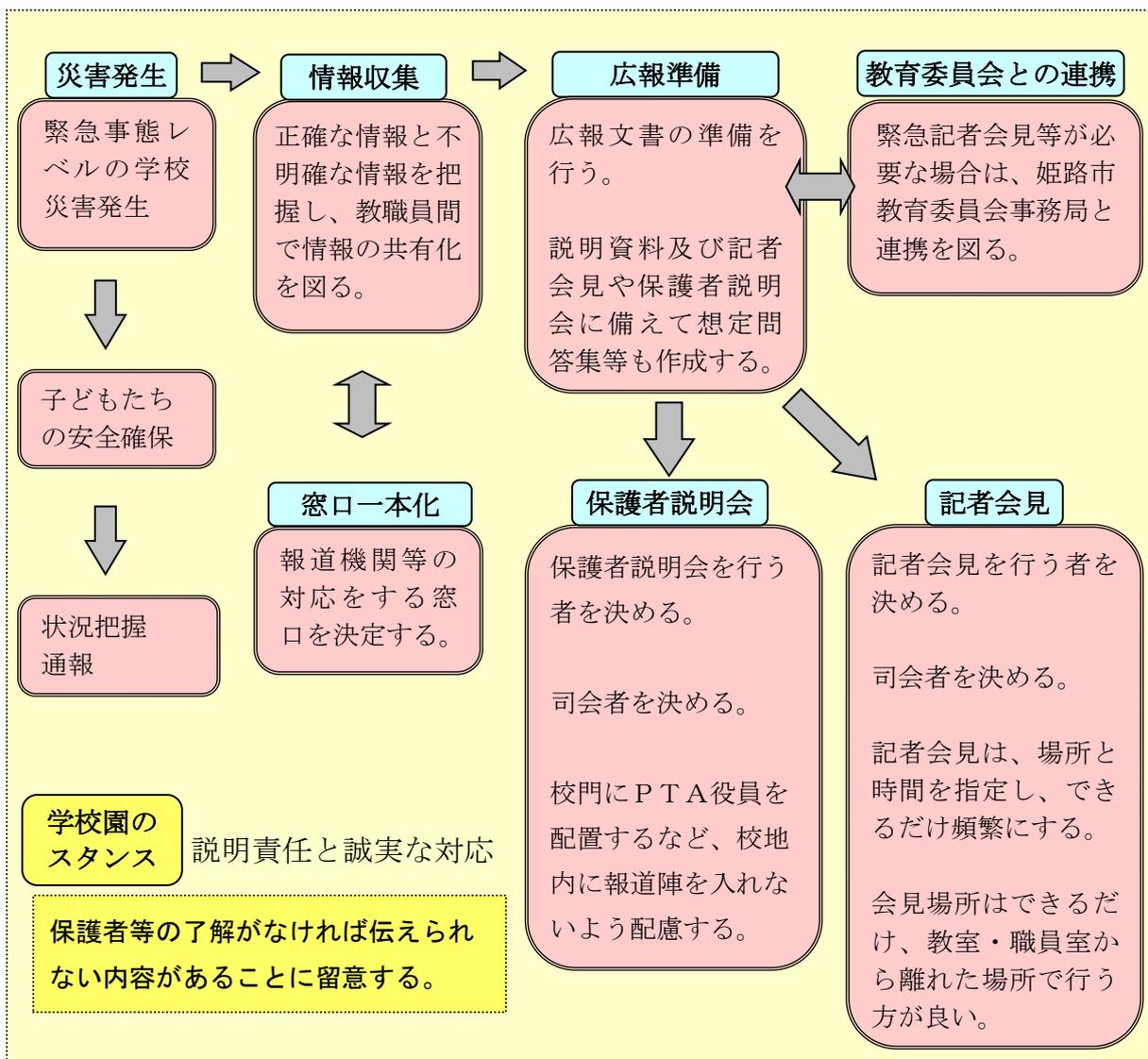
## 6 保護者・報道機関等への対応について

### (1) 基本的な対応

- 誠意ある態度で保護者説明、取材対応、記者発表を行うことにより、誤った情報や流言が広まることを防ぎ、今後の対応についての理解と協力を得る。
- 子どもたちの教育活動に支障を及ぼさないように留意し、報道機関には協力を依頼する。
- 対応窓口を一本化し、公平に情報を提供する。
- 正確な情報を広報するために、広報文書、説明資料、想定問答集等を準備する。
- 守秘義務に留意しながら、「伝えられる内容」と「伝えられない内容」を区別する。  
(発生事実の概要・対応経過・今後の取組・方向性など)
- 保護者説明会の開催に際して、被害を受けた子どもの保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

### (2) 基本的な対応の流れ

#### ■ 基本的な広報の流れ



**(3) 対応のポイント****■保護者対応チェックリスト**

- できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害に遭った子どもの保護者に対して正確に伝える。  
※被害に遭った子どもの保護者への対応に当たる責任者を決める。
- 災害の重大性を勘案し、保護者説明会を開催する。  
＜保護者説明会の内容例＞
  - 災害の概要（発生日時、場所、被害状況等）
  - 被害者への対応（応急手当、救急車、家庭訪問の状況等）
  - 今後の対策（お見舞い、心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
  - 協力依頼（校内や地域のパトロールなどの支援活動）

**■報道機関等対応チェックリスト**

- 電話・来校による取材等の対応窓口を一本化する。  
※社名、記者名、電話番号、質問内容等を記録しておく。
- 正確な受け答えをするために、広報文書、説明資料、想定問答集等を準備する。  
※事態の経過など公表可能な情報をまとめた広報文書を作成する。  
※公表できる広報文書の配付により、言葉の誤解を防ぐ。
- 「伝えられる内容」と「伝えられない内容」を区別する。  
※子どもの氏名や住所など個人情報、個人情報保護の観点から判断し、保護者の許可がなければ伝えられないことを丁寧に答える。  
※明らかな事実のみを答え、自分の憶測で話をしない。
- 全ての報道機関等に公平に情報を提供する。  
※重要な案件の場合、時間を考慮に入れながら継続的に発表する。
- 学校園内での取材制限を決め、報道関係者に伝える。  
※学校園内での立ち入り禁止場所、撮影禁止場所の指定をする。  
※子どもたちへの取材活動の自粛等、教育活動に支障がないように依頼する。  
※過剰な取材活動に対しては依頼文書等により自粛を求める。
- 記者会見の開催が必要な場合は、姫路市教育委員会事務局と連携を図りながら対応する。  
 開催時刻     場所     報道機関等への連絡     事前準備     役割分担
- 報道機関等への対応は、全て記録をとっておく。

## 7 子どもたちの引き渡しについて

### (1) 引き渡しの基本的な考え方

子どもたちの下校方法については、指揮者が被災状況等を考慮し判断する。子どもたちだけでの下校が困難と判断した場合は、保護者へ引き取りを依頼する。子どもたちの引き渡しを決定した場合は、引き渡し完了まで長時間、長期間にわたることを念頭に対応する。

また、大規模災害発生時は、保護者等に連絡がつかないことが予想されるので、あらかじめ引き渡しのルールや手順を保護者等に周知しておく。

### (2) 引き渡しの基準

#### ■ 地震災害が発生した場合〔例〕〔学校園を含む地域の震度〕

震度5弱以上	原則として、保護者へ引き渡す。 保護者等が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても保護者等が引き取りに来るまでは、子どもたちを学校園で保護しておく。
震度4以下	原則として、引き渡しではなく下校させる。 ただし、保護者等が帰宅困難になることが予想される場合、事前に届けがある子どもについては学校園で待機させ、引き取りを待つ。

#### ■ 津波の発生が予想される場合〔例〕〔津波被害が想定される学校園〕

津波警報発表	津波警報が発表された場合は、保護者への引き渡しより先に子どもたちの安全確保を優先する。保護者自身も身の安全確保を優先し、警報が解除されてから引き取りを開始する。警報発表中に保護者等が引き取りに来た場合は、共に学校に留まることや避難行動を促す場合もある。
--------	--

#### ■ 風水害の被害が予想される場合〔例〕

大雨警報等発表	原則として、引き渡しではなく下校させる。 気象情報や地域の河川の様子を勘案しながら状況判断し、教師引率や教師巡回のもと集団下校する。子どもたちだけで下校するのは危険と判断した場合は、学校園に留める場合もある。
---------	---

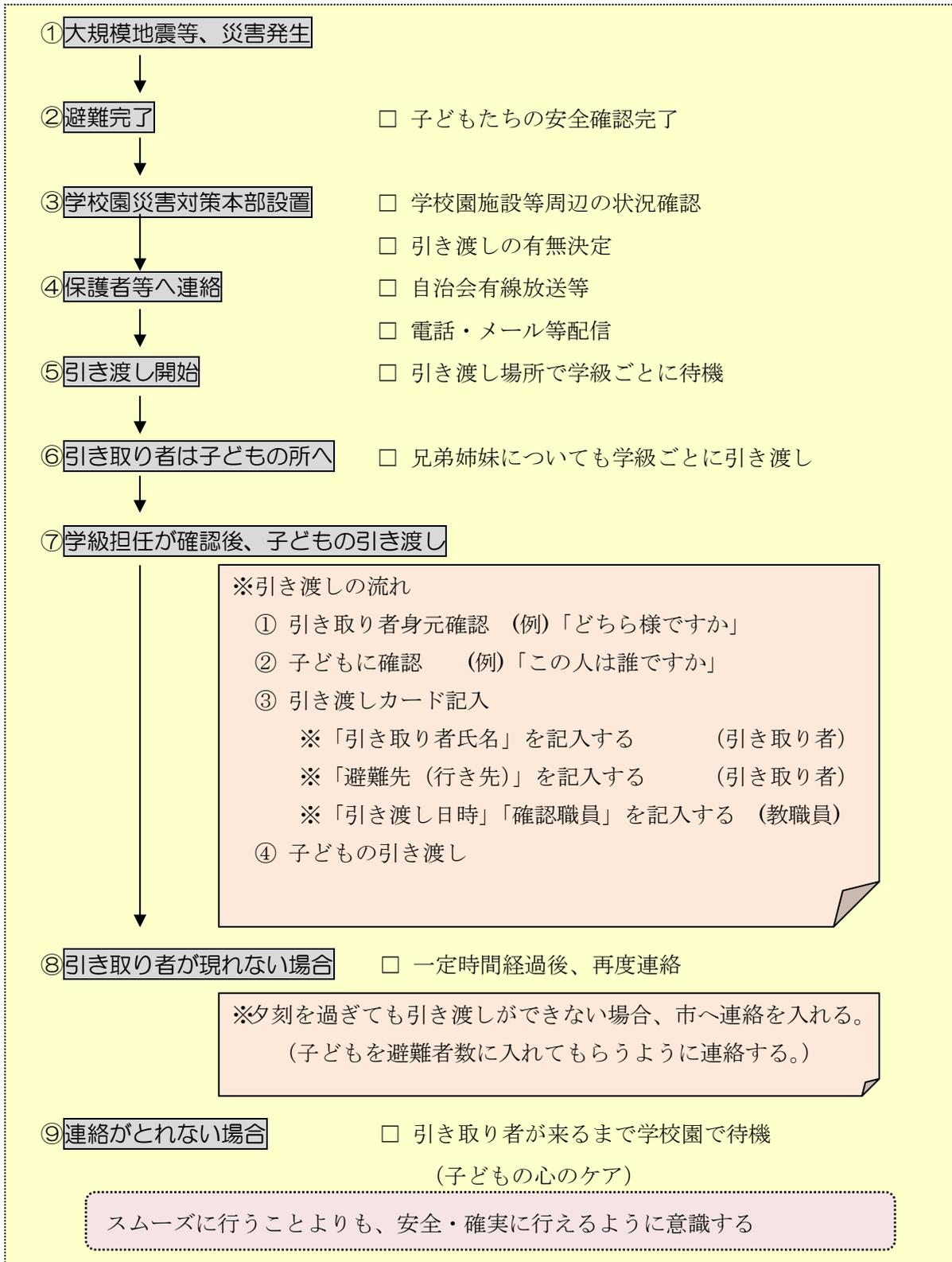
#### ■ 不審者等が出没した場合〔例〕

不審者出没	原則として、教師引率や教師巡回のもと集団下校させる。 こども見守り隊等に連絡し、下校の見守り等を依頼する。 迎えが可能な保護者等には、集団下校の付き添い等を依頼する。
-------	---

## 8 引き渡しの手順と 避難所開設・閉鎖の手順について

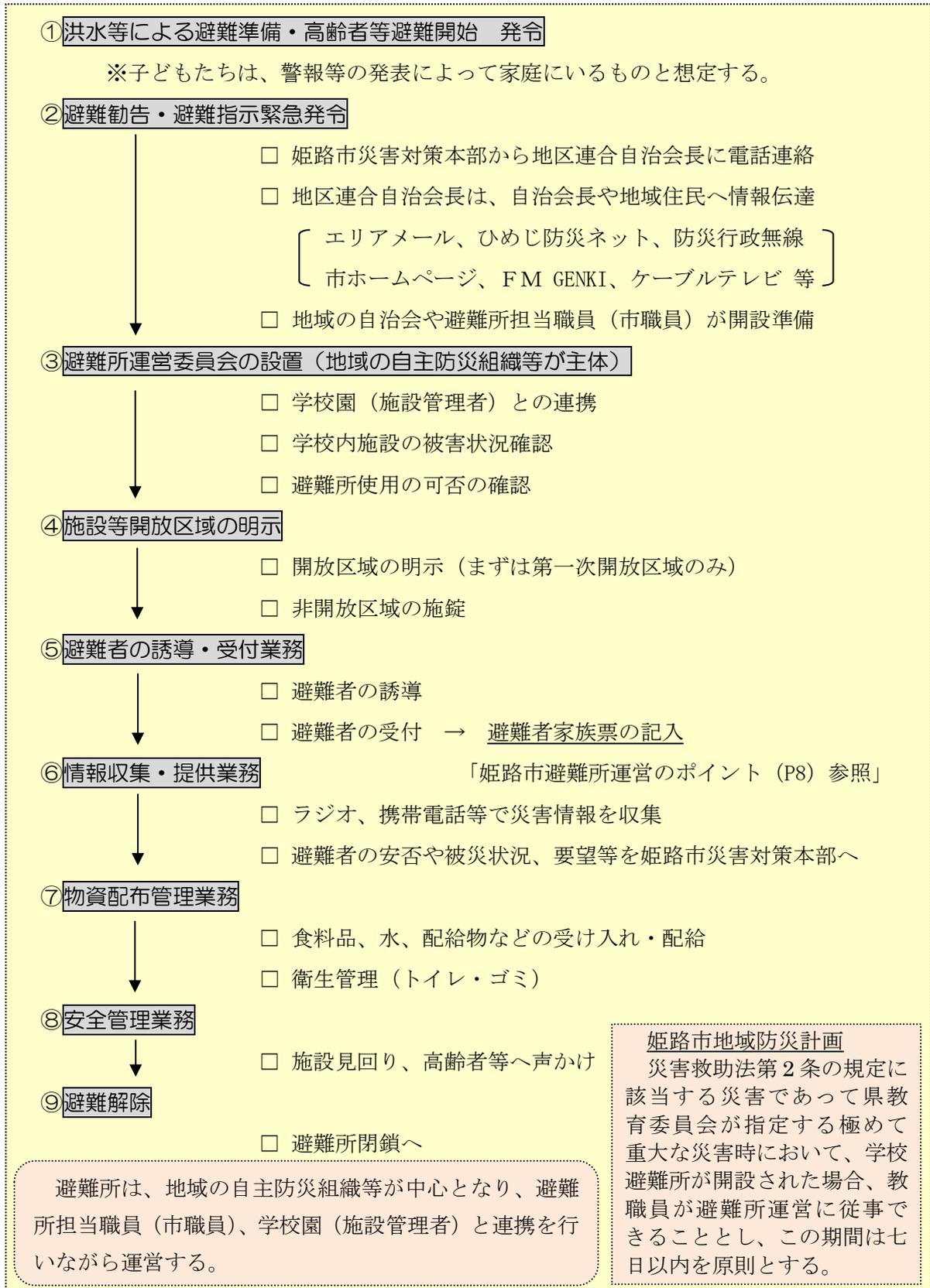
## (1) 引き渡しの手順

## ■ 引き渡しの手順〔例〕



## (2) 避難所開設の手順

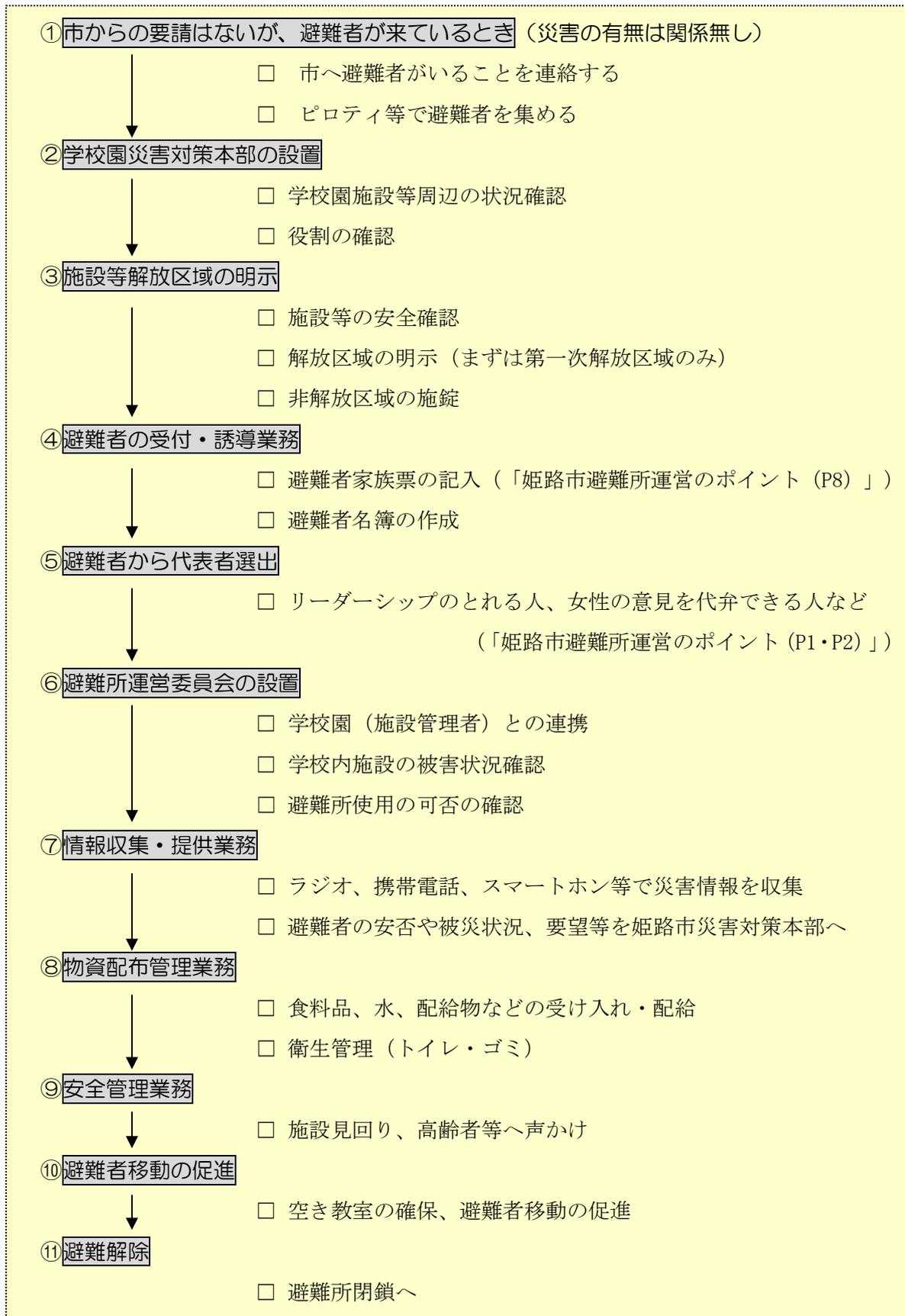
### ■ 避難所開設・閉鎖の流れ〔例1〕（自主防災組織等が中心となる場合、洪水等発生時）



詳細は、「姫路市避難所運営のポイント」（作成：姫路市市長公室 危機管理室）参照

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/contents/0000004/4086/hinansyouneinopointo.pdf>

■ 避難所開設・閉鎖の流れ[例2]（学校側から市へ連絡をとる場合）



## 9 学校再開について

### ■学校再開までの流れ〔例〕（ロードマップの作成）

ロードマップとは、学校再開に向けた手順計画シートのこと  
学校再開から逆算し、必要なものや時期などの計画を立てる。

(例) 自主防災組織設置後、学校早期再開までの流れ

※職員会議で情報共有し、組織的に対応する。

#### ステップ1

- 子どもの状況確認
- 学校の被害状況の調査（写真）
- 震災・学校支援チームの要請

#### ステップ2

- 子どもの状況確認の継続
- 教育活動の場の早期確保（例：空き教室の確保）
- 教材・教具の確保
- 職員会議
- 教育委員会との協議・調整

#### ステップ3

- 避難者との調整（教室移動の促進 空き教室の確保）
- 家庭訪問
- 通学路点検

#### ステップ4

- 応急教育計画の策定
- 校舎の使用可否状況を判断（教室環境整備）
- 子どもの状況確認 転出入含む（登校人数）
- 学校再開のお知らせの配布（原則、行政が行う）
- 学校再開の準備

学 校 再 開

※部分再開も含む

#### 職員会議の議題例

- ・ 避難所チェック
- ・ 学校の開放区域を明示
- ・ 子ども情報共有
- ・ 避難者情報共有
- ・ 教職員の仕事分担
- ・ 心のケアについて
- ・ 近隣校への教職員応援要請
- ・ ボランティア関係
- ・ 学校運営
- ・ 教職員の分掌再検討 等

- ・ 行事
- ・ 授業形態（複式）
- ・ 時間割
- ・ 教職員の役割

※「EARTHハンドブック」P36～P39を参照のこと

[<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/EARTHhandbook/>]

## 10 幼稚園について

## ■ 園内避難訓練：津波・土砂災害・地震災害・火災・不審者等 を想定した避難訓練（例）

	引き渡し基準	園児との訓練
地震 (5弱以上)	原則、保護者への引き渡し ※保護者の引き取りがあるまで園で待機。時間が掛かっても保護者が来るまで、園で幼児を保護する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練（予告あり・なしの場合、園庭での場合など）</li> <li>・視聴覚教材による学習</li> <li>・園庭にて保護者への引き渡し訓練</li> </ul>
地震 (4以下)	原則、保護者へ引き渡し ※保護者等の帰宅困難になる場合は園で待機し、保護者の引き取りを待つ。	
津波警報	園児の安全確保を優先 ※警報が解除されてから引き渡しを開始。 発表中に保護者の引き取りがあった場合、共に園に留まるなど避難行動を促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練</li> <li>・視聴覚教材による学習</li> </ul>
大雨警報	原則、保護者へ引き渡し ※気象情報のデータや河川の様子を勘案しながら状況判断し、迎えがあるまで園で保護する。場合によっては安全な場所へ避難する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練</li> <li>・視聴覚教材による学習</li> </ul>
不審者	原則として、保護者へ引き渡す。 ※迎えがあるまで園児を保護する。場合によっては安全な場所へ避難する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児と不審者と分かる合言葉を決める</li> <li>・一時避難場所（保育室）から第二避難場所（小学校）へ移動する。</li> </ul>
土砂災害	原則、保護者へ引き渡し ※迎えがあるまで園児を保護。場合によっては安全な場所へ避難する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練</li> <li>・視聴覚教材による学習</li> </ul>

## ■ 取組と課題

- ・年に3～4回の園内避難訓練（全教職員・全園児）
- ・室内、戸外の災害を想定するなどあらゆる場面での避難訓練の実施
- ・視覚的教材（ビデオ、紙芝居、絵本など）や全園に配布された『あそ防災まな防災 ひめじ防災かるた』を用いた楽しい防災学習の実施
- ・通報の練習訓練の実施
- ・全保護者への一斉連絡ツールとして「マチコミ」を活用（<http://mail.machicomi.jp>）
- ・教職員数の少なさにより、一人の担う役割が多く子どもの安全確保に手薄さがある。
- ・園長不在時の対応について体制を組んで、共通理解をしておく必要がある。
- ・学校災害対応備品について、備蓄するための場所確保が施設的に難しい。
- ・安全な場所へ避難した場合、携帯の電波の繋がらない状況でどのように保護者と連絡をとるか問題である。
- ・防犯カメラの設置がなされたが、モニターは職員室に設置されているため確認がほとんどされていない。
- ・災害により、保護者の迎えが不可能な場合の整備の不十分さがある。
- ・園外保育時、少人数の状況で安全確保が難しい。  
《地域との連携》
- ・地域見守り活動に参加                      ・地域の方との触れ合いの場を増やす
- ・阪神淡路大震災や東日本大震災地震など大規模地震についての話を聞く機会を設ける（災害食をいただく）

■ 大規模地震が発生した場合の避難について（室内例）

①園児の安全確保・指示	
<p>《教師の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出口の確保</li> <li>・ 的確な指示「しゃがんで」「頭を守って」「先生がいるから大丈夫」</li> <li>・ 頭部を保護し、安全が確認できるまで、その場を動かないように指示</li> <li>・ 絵本や通園リュックなど身近なもので頭部を保護するようお指示</li> <li>・ 火災などの二次災害防止</li> </ul>	<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パニックを起こさないように、声を掛けて安心させる。</li> </ul>



②第一避難場所へ避難	
<p>《教師の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内放送やハンドマイク等で避難指示</li> <li>・ 的確な指示「頭を守って」「砂場に出ます」</li> <li>・ 園児を移動させる時は、必要に応じておんぶ等の手段で避難</li> <li>・ トイレ、保育室、遊戯室等に園児が残っていないか確認</li> <li>・ 出席簿、引き渡しカードなど個人情報の持ち出し</li> </ul>	<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「おはしも」の約束を守って静かに避難する。</li> <li>・ 安心させるように声を掛けたり、側に寄り添ったりする。</li> <li>・ 園児の健康状態に気を配りながら避難する。</li> </ul>



③第一避難場所で点呼・安全確保	
<p>《教師の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点呼と安否確認</li> <li>・ 負傷者の確認と応急手当（場合によっては医療機関へ搬送）</li> <li>・ 保護者等への連絡（連絡がとれない場合、引き取りに来るまで園で保護）</li> <li>・ 関係者、関係機関への連絡</li> </ul>	<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握</li> <li>・ 周辺の状況把握をして、指揮者に報告する。</li> <li>・ てんかんやけいれんをもつ幼児に対して、適切な処置をすると共に、経過観察を行う。必要であれば、救急車を呼ぶ。</li> </ul>



保護者への引き渡し

※いろいろな保育場面・状況等を想定して、対応マニュアルを作成し、共通理解しておく必要がある。  
 (例) 個別の支援が必要な幼児がいる場合、園長が不在の場合、避難している間の過ごし方 など

1.1 特別支援学校について

障害の種別	留意事項
視覚障害	周囲の状況が平常時とどのように変化したのか、簡潔に説明しながら具体的な行動を指示する。子どもたちが前の者に掴まる等、はぐれないようにする。
聴覚障害	教員と子どもができるだけ近くに集まり、ゆれが終息した状況を手話や筆談で簡潔に伝え、教員の指示で行動するよう伝える。 警報器の合図で速やかに行動できるようにする。
知的障害 情緒障害	安全な場所に移動するまで、教員が子どもたちの手を握り、一緒に歩くようにする。 いざという時に迷わないようにする。 ※興奮状態に陥った時には、複数で抱えて移動することもある。
肢体不自由	車いすを使用している子どもの中で、上肢を動かせる者は頭部等の保護をする。エレベーターの使用を中止する。  車いすを運ぶ際に、車いすの掴んでも良い位置にビニールテープを貼り、誰もが運べるよう準備する。 車いすの児童生徒を階段から降ろす際、後ろ向きの体勢で降ろす。
病弱	病院（病棟）、施設との連絡体制を整え、日頃から連携を図る。 移動させる際は、ストレッチャー・車いす・教職員が背負う等、一人一人に合った対応をとる。移動の際は、酸素マスク・チューブ等の状態を常に点検し、慎重に移動させる。健康観察を常に行い、容態の急変に気をつける。

〈姫路市立書写養護学校の災害時の対策について〉

■災害時備蓄品について

子どもの備蓄品を非常持ち出し袋に入れて用意してもらい、学校に持たせてもらう。備蓄品は、北校舎1F 倉庫に保管する。学期に1度持ち帰り、点検、補充、交換してもらう。ヘルメットまたは頭巾を用意してもらい、教室に保管する。

(非常持ち出し袋に入れて学校で備蓄するもの)

① 水 : 1人2リットル    ②食料 : 子どもの実態(食形態)に合った非常食3食分  
下記のような保存食品を食料として非常用持ち出し袋に入れている場合があります。

	ご飯とカレーのルーが一緒に入った保存用非常食		お湯や水を入れると粥になる保存用非常食
---	------------------------	--	---------------------

③ 衣類 : 着替え一式、(学校で使用しているものでもかまいません。)

④ その他 : おむつ、パット、衛生用品など(必要な児童生徒のみ)



災害時に使用する名札には名前を記入し、防災袋にしっかりとつける。  
食糧依頼票は保護者が記入・押印の上、四つ折りして名札の中に入れる。  
※食糧依頼票には、食事の形態、量、食べさせ方を記入している。

(災害時薬について)

「災害時薬依頼票」に薬の内容と飲ませ方を記入し、学校で用意した袋に3日分を入れ、通学カバンに入れて登校させる。座薬などの冷蔵保存の薬については、学部の冷蔵庫に保管する。



朝食、10:00  
昼食前、眠前  
等の薬のいった袋を1日分にまとめそれを3日分入れる。



例

### 災害時の薬依頼票

児童生徒名 ( )  
保護者 ( ) 印

※必ず服薬させたい薬についてご記入ください。※薬は、1回分が分かるように袋に入れてください。※薬の袋一つ一つに名前を書いてください。

	使用する時間	薬名・量	飲ませ方
記入例	夕食後 18:30頃	リポトリール 2錠	少量の水で溶かして口に入れる。 水以外のもの(ヨーグルトやゼリー)は、手に入りにくいので、その点もご考慮ください。

#### ■災害時の電源の確保について

本校では、吸引器や人工呼吸器といった医療的ケアを必要とする子どもたちがいる。その際に、災害時に停電となった時の対策の一つとして、発電機を3台備品倉庫に保管している。年に一度、メンテナンスで発電機を動かして動作確認をするようにしている。



#### ■校内での訓練について

- 火災による避難訓練 (5月上旬)
- 心肺蘇生・救急対応講習会 (5月中旬 2回)
- 不審者対応訓練 (7月中旬 放課後実施)

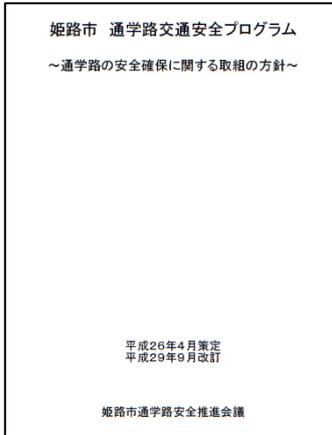
#### 全教職員による心肺蘇生・救急対応講習会 (5月) の実施

[目的]: 児童・生徒の状態が急変したときにそなえ、手当の知識と実技を身につける。

[内容]: 呼吸停止、心停止に陥ったときの体の状態について

- : 人工呼吸法、心臓マッサージ、AEDの使用方法について
- : 姫路聖マリア病院小児科医師、看護師、臨床工学技士などの医療スタッフに来ていただき、全職員に救急対応の実技講習会を放課後に2回に分けて開催した。

姫路市通学路交通安全プログラム・登下校防犯プラン



〈姫路市通学路交通安全プログラム〉

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を行う。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成 26 年 4 月に関係機関の連携体制を構築し、「姫路市通学路交通安全プログラム」を策定した。

〈登下校防犯プラン〉

平成 30 年 5 月に下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件を受けて、登下校時における安全確保を確実に図るため、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施した。

姫路市立の小中学校において、交通安全、防犯のそれぞれの視点での通学路等危険箇所を教職員が共通理解し、日頃より全教職員による児童に対しての安全指導の徹底を図り、さらに地域・保護者と連携しながら安全確保の充実に努める。

通学路等の危険箇所実態調査及び地域や保護者からの意見等により、新たな危険箇所があれば教育委員会に報告し、さらにそれら新規の危険箇所について、交通安全においてはハード面の整備、防犯においては複数の関係者による協議が必要であれば、教育委員会に要望し、児童の安全確保をより一層充実させる。

〈合同点検の年間実施計画（予定）〉

実施内容		
4月	各学校へ通学路における危険箇所の調査依頼	学校から事務局へ
5月	危険箇所集約	事務局
6月		事前調査 各関係機関による通学路安全推進会議に向けた情報収集等
7月	第1回通学路安全推進会議	
8月		合同点検 学校からハード面の対策要望があった箇所について関係する機関が現地で対策を協議
9月		
10月		検討・対策実施 現地立会の協議内容について道路管理者、警察による対策実施
11月		
12月		対策効果の把握・検証 対策実施後の学校が提出する対策効果調査票による効果の把握・検証
1月		
2月		
3月	第2回通学路安全推進会議	